

社会福祉法人五常会役員等に支給する報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35第1項を踏まえた社会福祉法人五常会の定款第8条及び第21条に基づき、役員等に支給する報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号で定めるところによる。

- (1) 役員等には、役員（理事及び監事）のほか評議員、評議員選任解任委員会の外部委員、顧問及び第三者委員を含む。
- (2) 会議等とは、評議員会、理事会、評議員選任解任委員会及び経営会議等をいう。
- (3) 報酬等とは、理事長・執行理事（常務理事）の業務執行、役員等の会議等への出席及び理事長の命を受けた運營業務従事に対する報酬及び交通費等の実費費用をいう。

(役員等の勤務形態)

第3条 本規程における役員等の勤務形態は、非常勤を前提とする。

- 2 理事長及び執行理事（常務理事）の役員としての勤務時間は、法人事業所内外を含め、週16時間以上を想定している。

(役員等に支給する報酬等)

第4条 法人の経営管理等の業務を執行する理事長及び執行理事（常務理事）については、別表により月額報酬及び交通費等の実費費用を支給する。

- 2 理事長及び執行理事を除く役員等が、会議等に出席する時及び理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事した時は、別表により報酬及び交通費等の実費費用を支給する。
- 3 賞与及び退職慰労金は支給しない。

(重複支給の防止)

第5条 同一日に、複数の会議等に出席又は理事長の命を受けて運營業務に従事しても、報酬の重複支給はせず、別表の日額のみを支給する。

(法人職員兼務の理事への報酬)

第6条 法人の施設等の職員を兼務する理事については、役員等の報酬は支給しない。

- 2 但し、理事長及び執行理事（常務理事）が法人の施設等の職員を兼務する場合、役員としての報酬は、別表の月額報酬の二分の一とする。

(報酬の控除)

第7条 役員等に支給した報酬から、法定の源泉徴収をすることができる。

(支給方法)

第8条 報酬の支払いについては、銀行振り込みとすることができる。

(公表)

第9条 本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程を改廃する場合は、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- ・ この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表

名称	報酬	実費弁償
理事長報酬	月額 100,000 円	実費額。自家用車の交通費は1 kmにつき25円とする。但し同一市内については支給しない。
執行理事(常務理事)	月額 50,000 円	
理事長・執行理事を除く役員等	日額 8,000 円	